別表第三の二十一の三の項及び二十六の二の項を削る。

別表第四の六の項を次のように改める。

六　市町村長	通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の二の項、八の二の項及び八の三の項を削る。

別表第五第二十五号中「第二十四条」を「第六十七条」に改め、同表第二十六号を次のように改める。

二十六　通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十六号の二、第二十六号の三及び第三十一号の二を削る。

第九条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第五十六条」を「・第五十三条」に改める。

第十一条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第八項第四号中「第七号及び第八号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十八条第四項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第十一条第四項第二号」を「第十一条第四項第一号」に改める。

第五十二条を削る。

第五十三条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条を第五十二条とする。

第五十四条中「前条第三号から第五号まで」を「前条各号」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十五条及び第五十六条を削る。

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　地域限定通訳案内士（第十一条―第二十四条）　第三節　独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置（第二十五条）」を「第二節　独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置（第十一条）」に、「第二十六条―第三十一条」を「第十二条―第十七条」に改め、「第六章　罰則（第三十二条―第三十七条）」を削る。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「通訳案内その他の」を削る。

第三条第二項第四号中「通訳案内その他の」を削る。

第四条第一項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第三項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第四章第二節を削る。

第四章第三節中第二十五条を第十一条とし、同節を同章第二節とする。

第五章中第二十六条を第十二条とし、第二十七条を第十三条とする。

第二十八条中「通訳案内その他の」を削り、同条を第十四条とする。

第二十九条を第十五条とし、第三十条を第十六条とし、第三十一条を第十七条とする。

第六章を削る。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第十一条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条」を「第八十三条」に改める。

第七条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「第十一項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十二項とする。

第八条第二項第七号及び第九条第二項第五号中「、中心市街地特例通訳案内士育成等事業」を削る。

第二十五条第一項中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第四十八条第一項中「同条第十一項各号」を「同条第十項各号」に改める。

第五十条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「同条第十一項第一号」を「同条第十項第一号」に改める。

第五十六条中「第七条第十一項第三号」を「第七条第十項第三号」に改める。

第五十七条第五項中「第七条第十一項第四号ロ」を「第七条第十項第四号ロ」に改める。

第八十一条を削る。

第八十二条第三号から第五号までを削り、同条を第八十一条とする。

第八十三条を第八十二条とする。

第八十四条中「第八十二条第一号」を「第八十一条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第八十五条及び第八十六条を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十二条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十七条―第百二十一条」を「第百十七条」に改める。

第十二条から第十四条までを次のように改める。

第十二条から第十四条まで　削除

第六十四条第一項及び第五項中「第百十九条」を「第百十七条」に改める。

第百十七条及び第百十八条を削り、第百十九条を第百十七条とし、第百二十条及び第百二十一条を削る。

（独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十四条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二を削る。

別表第九号の二を削る。

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「第七号及び第八号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十二条第四項第一号中「第五号」を「第六号」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第十六条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項第三号中「、第六十三条」を「、第六十四条」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハからトまでをロからヘまでとし、同項第四号及び同条第三項中「第六十三条」を「第六十四条」に改める。